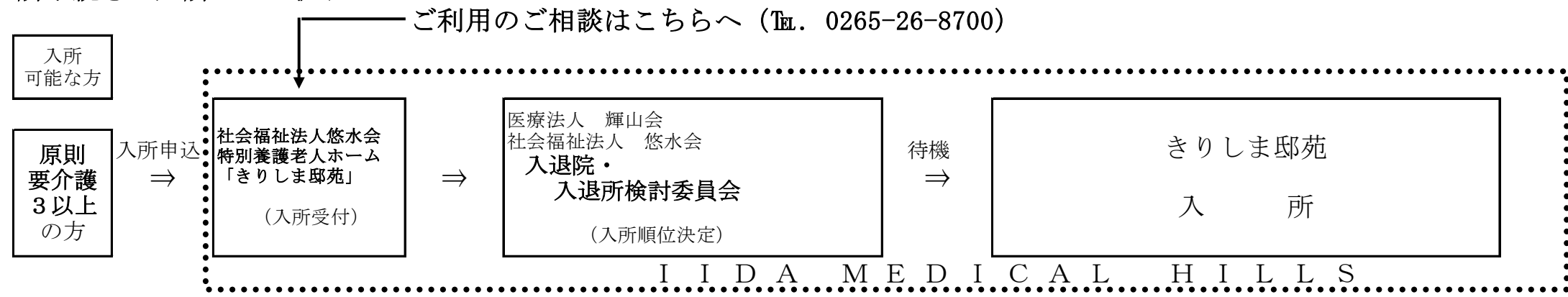


特別養護老人ホーム「きりしま邸苑」の入所申込手続きと利用料金について

H18.4.1制定
R6.8.1最終改訂

1. 入所手続きと入所までの流れ



2. 基本料金 (1ヶ月30日計算) ※【1割負担】の方の場合

単位：円

介護度	介護保険基本報酬負担	日常生活継続支援加算(Ⅱ)	看護体制加算(Ⅰ)口	夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	個別機能訓練加算(Ⅰ)	栄養マネジメント強化加算	利用者負担段階	居住費	食費	1日負担額計	個別機能訓練加算(Ⅱ)(1月)	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	協力医療機関連携加算(Ⅰ)	生活機能向上連携加算(Ⅱ)(1月)	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)(1月)	30日負担額計	電気料・電話料	金銭管理費(1月)
要介護1	670	46	4	18	12	11	第1	880	300	1,941	20	15	100	100	50	58,515	実費	1,000
							第2	880	390	2,031						61,215		
							第3①	1,370	650	2,781						83,715		
							第3②	1,370	1,360	3,491						105,015		
							第4	2,500	1,800	5,061						152,115		
要介護2	740	46	4	18	12	11	第1	880	300	2,011	20	15	100	100	50	60,615	実費	1,000
							第2	880	390	2,101						63,315		
							第3①	1,370	650	2,851						85,815		
							第3②	1,370	1,360	3,561						107,115		
							第4	2,500	1,800	5,131						154,215		
要介護3	815	46	4	18	12	11	第1	880	300	2,086	20	15	100	100	50	62,865	実費	1,000
							第2	880	390	2,176						65,565		
							第3①	1,370	650	2,926						88,065		
							第3②	1,370	1,360	3,636						109,365		
							第4	2,500	1,800	5,206						156,465		
要介護4	886	46	4	18	12	11	第1	880	300	2,157	20	15	100	100	50	64,995	実費	1,000
							第2	880	390	2,247						67,695		
							第3①	1,370	650	2,997						90,195		
							第3②	1,370	1,360	3,707						111,495		
							第4	2,500	1,800	5,277						158,595		
要介護5	955	46	4	18	12	11	第1	880	300	2,226	20	15	100	100	50	67,065	実費	1,000
							第2	880	390	2,316						69,765		
							第3①	1,370	650	3,066						92,265		
							第3②	1,370	1,360	3,776						113,565		
							第4	2,500	1,800	5,346						160,665		

※医療費は医療保険より別途請求となります。また、日常生活にかかる費用は実費負担になります。

2. 加算等

加算名称	負担額	備考
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46	算定月の前6月又は前12月における新規入所者のうち、要介護4または5の者が70%以上または、新規入所者のうち認知症状等がある者が65%以上かつ、介護福祉士が入居者6人に対し1人以上
看護体制加算(Ⅰ)口	4	常勤の看護師を1名以上配置している
夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	18	夜勤を行う介護職員または看護職員の数が、最低基準(2ユニットにつき1名)を1以上上回っている。
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	常勤専従の機能訓練指導員を配置し、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき、計画的に機能訓練を行う。
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20/月	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省へ提出し、その情報を個別機能訓練計画等へ有効活用している
個別機能訓練加算(Ⅲ)	20/月	機能訓練・口腔・栄養の情報を関係職種で一体的に共有し、その内容等の情報を厚生労働省へ提出し、その情報を個別機能訓練計画等へ有効活用している
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	100/月	訪問リハビリの理学療法士等と機能訓練指導員が共同して個別機能訓練計画を作成し、計画の進捗状況を3月ごとに1回以上評価し、必要に応じて訓練内容を見直している
栄養マネジメント強化加算	11	栄養士または管理栄養士を厚めに配置し、低栄養状態又はその恐れのある入居者の食事観察を定期的に行い、問題がある場合は早期に対応し、栄養状態等の情報を厚生労働省へ提出し、その情報を栄養ケア計画等へ有効活用している
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10/月	協力医療機関(第二種協定指定医療機関)との間で、新興感染症の発生時等の対応体制、通常の感染症発生時等の対応の取り決め、感染症発生時等の連携体制をとっていて、協力病院が主催する感染対策の研修又は訓練に参加している
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5/月	協力医療機関(感染対策向上加算の届出を行った医療機関)から、3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けている
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	100/月	協力医療機関との間で、入居者の病状急変時等における医師又は看護職員の相談体制、診療体制、入院を要すると認められる場合の入院受け入れ体制について連携している
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50/月	入居者のADL、疾病、薬剤、認知症、褥瘡等の情報を厚生労働省へ提出し、その情報を施設サービス計画等へ有効活用している
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3/月	入居者の褥瘡発生と関連のあるリスクについて、施設入所時とその後3月に1回評価し、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡の発生リスクがある入居者の褥瘡ケア計画を作成し、その情報を有効活用し、計画を3月に1度見直している
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13/月	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)の要件に加え、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居者について褥瘡が治癒した又は褥瘡の発生がない場合
安全対策体制加算	20	施設に安全対策担当者・安全管理部門を設置し組織的に安全対策を実施した場合、入所初日に限り算定
初期加算	30	入居当初には施設での生活に慣れるために様々な支援を要することから、入居後30日に限り算定
入院・外泊時費用	246	月6日を限度(初日・最終日は除く)※他医療機関(輝山会以外)の入院や外泊の際
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(13)	—	基本報酬+各種加算により算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

※入所申込時と要介護度や介護者の状況、ご本人の居場所等に変化がありましたら、下記へご連絡ください。

※施設見学をご希望の方や施設について何かご不明な点がございましたら、当施設までお問い合わせ下さい。

※介護報酬体系の変更等により料金に変更となる場合もあります。

特別養護老人ホーム 「きりしま邸苑」
〒395-0813 長野県飯田市毛賀1681-10
TEL (0265) 26-8700
FAX (0265) 26-7733